

岩手町 民有林整備事業費補助金のお知らせ

環境保全や地球温暖化の防止、木材の活用等を推進するために
適正な森林を整備する経費について補助します



補助対象となる作業

※林齢により作業種類が限定されます

町内の森林で、岩手県森林整備事業の対象となった次記の作業。ただし、除伐については県の事業の採択の有無に関わらず対象になります。

- 人工造林 地ごしらえ、苗木の植栽、播種、施肥など
- 下刈り〔新設〕 雑草及び雑木の除去
- 枝打ち 枝葉の除去または間伐
- 除伐〔新設〕 不用木の除去及び不良木の淘汰
- 間伐 不用木の除去及び不良木の淘汰と木材等の搬出や集積
- 森林作業道整備 補助対象作業と一体的に実施する作業道の開設、改良



主な補助対象者

森林組合・森林整備協同組合

森林所有者・町内の岩手県意欲と能力のある林業経営体〔新設〕

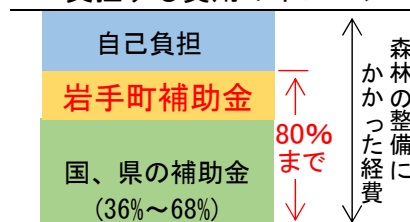


補助金の内容

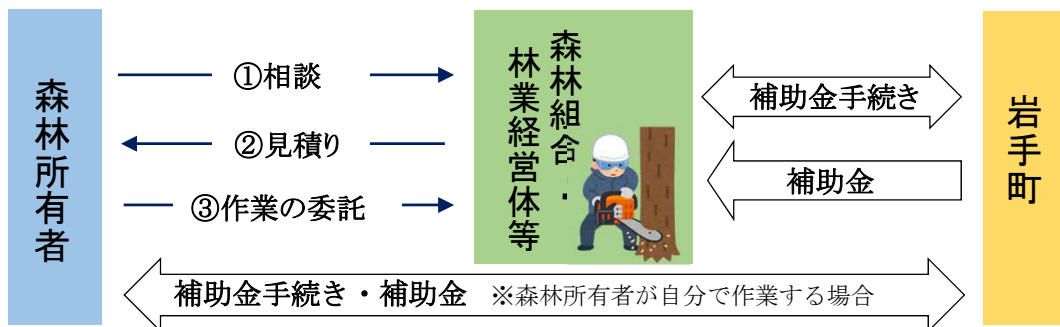
町内の森林で、補助対象となる作業にかかった経費の80%を限度として補助金（国、県の補助金控除後）を交付します。

除伐については、国、県の事業の採択の有無に関わらず80%を限度として補助金として交付します。

森林所有者が負担する費用のイメージ



手続きの流れ



林業経営体に作業を委託する場合は
下記を参考としてください

岩手県意欲と能力のある林業経営体
(令和3年4月1日 / 岩手町内及び森林組合)

- 横澤林業(株) TEL 0195-62-4750
- 山中林業 TEL 0195-62-9900
- (有)白椴林業 TEL 0195-61-1166
- 盛岡広域森林組合 TEL 019-601-6858
- 岩手県森林整備協同組合 TEL 019-651-5522

◆補助事業や森林に関するお問い合わせ先
農林課 林務畜産係
0195-62-2111(内線308・309)